

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 4 日

埼玉県スポーツ少年団関係者 各位

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
埼玉県スポーツ少年団

緊急事態宣言に伴うスポーツ少年団活動について

平素より、スポーツ少年団事業の発展にご協力いただき、誠にありがとうございます。
埼玉県では令和3年8月2日から緊急事態宣言の措置区域として指定され、第62回
新型コロナウイルス対策本部会議で決定した内容については別紙の通りとなります。
つきましては、別紙内容を各単位団へご周知いただくとともに、埼玉県の要請に基づ
き、十分な感染対策を講じたうえでの、安全な活動が確保できるよう周知をお願い致し
ます。

《本件に関するお問合せ》

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 埼玉県スポーツ少年団

TEL : 048-779-5895 FAX : 048-774-5550

Mail : kozue-saitamaken@japan-sports.or.jp

担当 : 高橋・小林